

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 3 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び
運営に関する基準の一部改正に係る Q&A について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり Q & A を作成しましたので、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

なお、平成 27 年 2 月 20 日付事務連絡「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係る Q&A について」については、廃止いたしますので、ご承知おき願います。

本件担当

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3037、3102)

FAX : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

問 1 営業日が週 7 日の事業所の場合、常勤の職員については、労働基準法等の関係法令に基づき、週休 2 日とする必要等があり、法令上置けない日や、有休休暇等の取得により事業所に置くことができない日が生じる。

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）において、常勤の児童指導員又は保育士が休暇を取得する日は、当該休暇を取得する常勤職員とは別に、常勤の児童指導員又は保育士を置く必要があるのか。

（答）

- 指定通所基準では、児童指導員又は保育士のうち 1 人以上は常勤職員であることとしているが、常勤職員がサービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていない。
- 一方、児童指導員又は保育士は、児童発達支援の提供時間帯を通じて 2 名以上置く必要がある。
- よって、労働基準法等との関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を配置して、サービス提供時間帯を通じて 2 名以上配置する必要があるが、当該 2 名以上の職員が常勤職員である必要までではない。

問 2 児童発達支援管理責任者が常勤で 1 人配置されている児童発達支援事業所において、労働基準法等で定める児童発達支援管理責任者が休暇を取得する日には、当該職員とは別に、常勤の児童発達支援管理責任者を配置する必要があるのか。

（答）

- 指定通所基準では、児童発達支援管理責任者について、サービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代替りの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めていない。なお、管理者についても同様である。
- 一方、指定通所基準では、緊急時等の対応や事故発生時の対応を規定

しており、これらは管理者や児童発達支援管理責任者の出勤の有無に関わらず適切に行う必要があるため、この点も踏まえ、必要な人員配置や連絡体制を確保されたい。

- なお、この取扱いは主として通わせる障害種別に関わらず、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに共通するものである。

問3 放課後等デイサービス事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者は専従である必要があるのか。
--

(答)

- 放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業者に専従要件を設けているものではないが、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護職員、及び機能訓練担当職員をそれぞれ1名以上配置する必要がある。また、児童発達支援管理責任者を1名以上配置する必要がある。

ただし、機能訓練担当職員については、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる。

- なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。